(仮称)開発事業等緑化負担税の導入について パブリックコメント 説明資料

- 1. (仮称)開発事業等緑化負担税について
- 2. 税収の使途について
- 3. 課税客体について
- 4. 納税義務者について
- 5. 徴収方法について
- 6. 非課税事項について
- 7. 課税を行う期間について
- 8. 課税標準と税率について
- 9. 収入見込額について
- 10. 徴税費用見込額について
- 11. 税目について
- 12. 今後の進め方について

箕面市開発事業等緑化負担税導入検討委員会

1 . (仮称)開発事業等緑化負担税について

. (仮称)開発事業等緑化負担税 導入の理由

市の貴重な財産である良好な自然環境や住環境を将来 にわたって維持していくことが大きな課題となっていま す。

これまでその財源として、市の一般財源に加えて、開発事業者からの公共施設等整備寄附金が大きな役割を担ってきました。

しかし、平成19年には、公共施設等整備寄附金は廃止 となり、一般財源においては、近年社会保障費等の財政 支出の増大傾向が続いており、新たな財源の確保が必要 となっています。

この経過を踏まえて、これまで育んできた本市の良好な自然環境や住環境を生かして利益を得ている開発事業者等に対し、みどりの保全に必要となる費用を新たな市税(法定外目的税)として負担してもらう仕組みについて導入を検討するものです。



. (仮称)開発事業者等緑化負担税の概要

【目的】

本市の貴重な財産である良好な自然環境や住環境をはじめとする 都市環境を将来にわたって<u>維持、保全し、向上させる</u>ため、必要 となる施策<u>の展開及び充実</u>に要する費用に充てる

税目	開発事業等緑化負担税		
徴 収 方 法	申告納付		
課税客体	事業として行う建設行為		
税収の使途	良好な自然環境や住環境 <u>をはじめとする都</u> <u>市環境の維持・保全・向上</u> に要するもの		
課税標準	住宅の戸数、店舗等の面積		
納税義務者	建設行為を行う事業者		
税率	住宅、共同住宅(世帯向け):10万円/戸 共同住宅(単身者住宅):3万円/室 店舗・事務所等:床面積ごとに下表の額		
	1,000 ㎡以上 3,000㎡未満 20万円 3,000 ㎡以上 5,000㎡未満 35万円		
	5,000 ㎡以上 10,000㎡未満 70万円		
	10,000 ㎡以上 15,000㎡未満 100万円		
	15,000 ㎡以上 150万円		
収入見込額	年間約30,000,000円		
非課税事項	個人による自己居住用の住宅の建築等		
徴税費用見込額			
課税を行う期間 10年間(期間終了後社会情勢等を踏まえ延 長等について検討する)			

.税収の使いみち(対象事業)

税収の使途(対象事業)は、現在取り組んでいる施策、今後新たに取り組む施策で「<u>良好</u> な自然環境や住環境をはじめとする都市環境を維持・保全及び向上に要するもの」とする

(1)市の事業: 188,081千円 (H25決算見込額)

森林整備:8,434千円

(千円)

事業名	事業概要・実績	H25決算
森林病害虫等防除事業	カシノナガキクイムシによる被害の拡大を防ぐための、被害木(枯死木)の伐倒、 燻蒸処理(枯死木) H25年度実績144㎡	1,426 (府費含4,990)
明治の森箕面国定公園施設維 持受託事業	明治の森国定公園、エキスポ90箕面の森の清掃、草刈	1,345 (府費含6,364)
緑地維持管理事業	緑地(教学の森園路及び広場、こもれびの森園路等1,389,183㎡)の維持管理(枯木伐採など樹木管理)	5,208
市民緑花推進事業	市民の緑化意識啓発として、「山とみどりの市民イベント」や「山地美化キャンペーン」を開催(H22~)	456



森林病害虫等防除 (ナラ枯れ伐倒薫蒸処理)



明治の森国定公園



緑地維持管理(教学の森)



山とみどりの市民イベント

四捨五入により合計値が合わないことがある

市街地のみどり: 175,388千円

(千円)

事業名	事業概要・実績	H25決算
市民による公園管理事業	地域住民による公園維持管理活動(遊具の安全点検・公園の清掃・除草等)に対する 支援。H26年度 95団体 に交付金支払。	8,724
公園維持補修事業	市内公園・緑地(H25年度末公園190か所、緑地177か所)の管理委託(便所清掃、 樹木管理、ゴミ回収)、施設修繕	99,344
公園花壇管理事業	公園及び公共施設の花壇等の管理、花苗植替え(年3回)、灌水、街路樹枡等の管理 (約150㎡)	11,106
まちなかのみどり支援事業	生け垣花壇等新設助成、グループ植栽助成、みどりで人をつなげる取り組み応援キャンペーン助成の3種類の助成を行う。 H22年度 9件、H23年度 22件、H24年度 46件、H25年度 50件。 H25年度 保護樹木56本、保護樹林13か所 の報償金支払。	4,927
市民による道路管理事業	市民による道路等の維持管理活動(清掃・除草・剪定・植栽など)に対して交付金支給。 (H26年度 31団体 34,051㎡) 道路施設に設置されたプランターや花壇の維持管理を一般財団法人箕面市障害者事業 団へ委託	12,513
街路樹維持管理事業	街路樹の適正な維持管理(除草、樹木剪定、灌水、補植) H26年度の剪定対象 高木1,687本(全体の1/3程度に抑えている)、低木12,934㎡	38,775



市民による公園管理



公園維持補修



市民による道路管理



まちなかのみどり支援

農地保全:4,259千円

(千円)

事業名	事業概要・実績	H25決算
ため池親水施設管理事業	ため池(新稲3池、打越池、唐池)の清掃・除草管理及び施設修繕	2,387
地域特産品育成事業	山椒・栗・枇杷・ゆずの苗木の購入経費を助成し、地域特産品の生産を支援。 止々呂美ゆず生産者協議会と連携し、農業サポーターによるゆず収穫、選定作業等の 支援	70
農業祭開催事業	農業品評会の実施、農産物即売会の実施、農業を取り巻くテーマ性のあるイベントを 実施	1,195
農業体験事業	農業体験事業の実施(田植え・稲刈り、いも苗植え付け・いも掘り、黒枝豆植え付け・収穫 各40世帯)	239
農景観整備事業	景観作物の種子代相当額を助成 (レンゲ20件43,514㎡、コスモス2件1,033㎡)	171
生産緑地地区見直し事業	生産緑地の相談、証明、買取申出手続き、都市計画変更手続き 生産緑地の面積 H21 68.35ha、H22 67.13ha、H23 67.72ha、H24 67.18ha、H25 66.56ha	198











ため池親水施設管理

農業祭

農業体験(田植え)

景観作物(レンゲ)

四捨五入により合計値が合わないことがある

(2)みのお山麓保全ファンドの事業

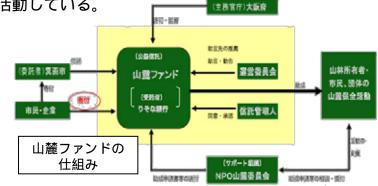
公益信託「みのお山麓保全ファンド」(以下、山麓ファンドという)とは、山林所有者や市民による箕面の緑豊か な山麓を守り・育て・活かす活動を、資金面から応援(助成)する仕組みで、中間支援組織であるNPO法人みのお 山麓委員会が活動支援を行い、多くの山林所有者や市民が助成を受けて活動している。

みのお山麓保全委員会

中間支援事業:平成25年度 6,000千円

箕面市と協働協定を締結して活動。

H14年に策定された「山麓保全アクションプログラム」をもとに、 森林の多面的機能の最大限の発揮を目標として、市民、山林所有者、 行政の三者協働で保全活動に取り組んでいる。



事業名	事業概要
PR・広報事業	ホームページ「山なみネット」を活用した広報、ニュースレター「山なみ通信」の作成・配 布、全世帯広報「箕面市もみじだより」、市民イベントなどによる山麓保全活動の情報発信
山麓保全交流事業	明治の森箕面自然休養林管理運営協議会(国・府・市及び市民団体)での情報交換、意見交 換による協働の活動を推進
人材・育成事業	みのお森の学校開催 里山管理の人材育成、スクールインタープリター養成 学校授業に参加、森のセラピーアシスター養成などによる森で活躍するボランティアの育成
調査・研究事業	行政と協働したナラ枯れ被害防止の活動(早期発見・応急処置)、生物多様性保全の研究
ファンド助成事業	助成活動の促進(山林所有者や市民団体)、申請書配布、受付、相談、確認



山麓保全情報の発信 (山なみネット)



シカによる食害の防止 (明治の森自然休養林管理運営協議会)



森の学校による人材育成



ナラ枯れ被害対策(応急処置)5



山林所有者への助成 (平成25年度 70件、約35ha、6,567千円)

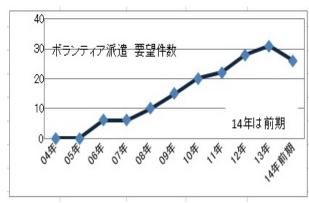
箕面市環境保全条例により「自然緑地」として指定された山林において、その所有者が「里山の管理」を行う場合に、土地登記簿面積1平方メートルあたり25円を助成(上限25万円)。



自然緑地約90haのうち約38%の維持管理 に寄与している。

約47%の山林所有者が自然緑地指定に同意 している。





高齢化する山林所有者に代わって山林整備をするためにボラン ティアを派遣するケースが年々増えている。(H25年は31件)



市民団体等への一般助成(平成25年度 15件、2,095千円)

	団体名	事業概要	助成額(千円)
れまい管理	杜の会	市内の民有林において、下草刈り、除伐・間伐、枯草収集、山道整備などを行い 、山なみの景観維持、山間部の環境維持を実施	47
理・山	みのお里山ふれあい プラットフォーム	箕面市内の教学の森・六個山において下草刈り、枯松除木、間伐、落葉かき、間 伐材の活用など貴重な里山林を維持するための活動を実施	58
の幸づ	しおんじ山の会	除伐・野鳥の森づくりなどの里山整備、桜等の再生による里山再生、子ども達の 活動の場の整備など里山の活用の取組を実施	50
くり・	箕面だんだんクラブ	箕面体験学習の森を整備するため、竹林の除・間伐、雑木林の間伐、クヌギの植 林、下草刈り、間伐材の整理、竹炭作りなどを実施	250
里山と	箕面里山工房	里山の環境維持や山なみの景観維持の活動で発生した間伐材の有効活用として、 間伐材を活用した製材、建築材や木工品の製作を実施	130
のふ	外院の杜クラブ	小学生を対象にした森の授業として自然観察や食育教育などを行うことにより、 山林の保全の重要性や環境保護の意識を醸成	10
利用モラルの向上山林の防災・保安・	箕面の山パトロール 隊	箕面の山において、毎月複数回の不法投棄パトロールを目的としたハイキングを 行い、自然環境の維持に貢献	250
	箕面マウンテンバイ ク友の会	箕面山麓部里山におけるマウンテンバイク走行時のマナーブック作成や、美化活動を通じて、歩行者の安全の確保や自然環境保護の意識の醸成	90













山道の整備

竹炭作り

間伐材の活用

不法投棄パトロール

マナーブックの作成・配布7

	団体名	事業概要	助成額(千円)
里山とのふれ	箕面の森の音楽会実 行委員会	滝道の瀧安寺前広場での音楽会や山とみどりの市民イベントでの演奏を通じて山 麓保全活動の理解を深めるためのPRや山麓保全活動のための募金を実施	185
	とんど山桜園の会	箕面の伝統的な里山文化である「めんぎょ」開催とそのための里山桜園の整備(下草刈り、防虫消毒)を通じて里山の役割へ理解と保護の意識を醸成	125
れ あ い 、	かやの中央まち育て 交流会	箕面の伝統的な火祭り「まんどろ」と事前のタイマツの準備作成(竹の切り出し や薪作り)を行うことを通じて昔からの里山の役割の理解と保護の意識を醸成	250
自然学習・山麓学習	みのおエコクラブ	農作物の育成(田植えや農作物の植付体験)水生生物の観察会、交流会やイベントなどの農と緑のふれあい体験学習を通じて、子どもたち環境保護の意識を醸成	248
	インタープリテーションネットワーク・ ジャパン	小学校を対象にした山麓学習の実践や学校・学年にあったプログラムづくりと指 導者研修を行い、子ども達が効果的に自然環境への理解を深める活動を実施	250
	みのおアジェンダ 21の会	樹木の光合成によるCO2の吸収測定や小学校の環境学習授業、市民イベント等 を通じて市民に環境保護の理解を深める活動を実施	94
	野外自主保育グルー プGreen Kids	未就学児を対象に里山における子ども達の3間(時間、空間、仲間)作りを通じて、早期から子ども達に自然の大切さと保護の意識を醸成	58











森の音楽会

伝統行事「まんどろ」の復活

地元自治会との「めんぎょ」

農と緑のふれあい体験広場

.税収の使い方

税収の使途(使い方)は、新たに専用の基金を創設し、徴税に要した費用を除いた金額の 全額をこの基金に積み立て、使途の透明性を確保する

予算における基金充当事業の明確化に加え、ホームページ公表、5年ごとの検証会議によ り、更なる透明性を確保する

(1)税収の使途のルール

徴収した税の全額を新たに創設する基金 に積み立てる



徴収した税



基金に積立







森林環境・都市環境(市街地のみどり・農地)の

P3~5の事業への活用、山麓フ ァンドへの出資など

保全等に要する費用に充てる

法定外目的税を導入している29都道府県のうち、21道府県が基金を設置し、年度により税収の額と支出額に幅がある場合 に、一般財源と混じらないよう収入を基金に繰り入れ、目的に沿った支出を担保する手法をとっている

法定外目的税を徴収している7市区町村のうち1町(税導入時は合併前の1町2村)で徴収し特別会計で処理、その他は基金 などを設置することなく一般財源として取り扱っている

都道府県(29件)

【産業廃棄物税等】三重県、<mark>鳥取県、</mark>岡山県、<mark>広島県、</mark>青森県、岩手県、<mark>秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、</mark>山口県、宮城県、<mark>京都府</mark>、 島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、宮崎県、熊本県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、山形県、愛媛県

【宿泊税】東京都 【乗鞍環境保全税】岐阜県

市区町村(7件)

【山砂利採取税】城陽市(京都府) 【遊漁税】富士河口湖町(山梨県) 【環境未来税】北九州市(福岡県)

【使用済核燃料税】柏崎市(新潟県) 【環境協力税】伊是名村(沖縄県)、伊平屋村(沖縄県)、渡嘉敷村(沖縄県)

(2)透明性確保の方法

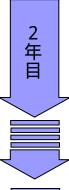
- ・開発事業等緑化負担税からの税収だけを積み立てる基金を作り明確に切り分けて運用する。
- ・使途の公表は、毎年度決算確定後ホームページで公開する。
- ・税収の使途の妥当性や効果の検証会議を5年目、10年目で開催する。

事務の流れ



当初予算書

- ・歳入として開発事業等緑化負担税を計上
- ・税を新たな基金に積み立てるため、歳出として基金積み立て事業を計上 予算の議決後、みどり関係事業の事業費と税(基金)充当額の予算額をホームページで公開 税徴収を開始



5年目

歳入歳出決算書及び事業成果説明書

決算の認定後、みどり関係事業の事業費と税(基金)充当額の決算額をホームページで公開

検証会議の開催・4年間での使

- ・4年間での使途の妥当性を検証し、次年度以降の基金充当事業を検証
- ・アンケート調査結果等によって、4年間でのみどり関係事業の効果を検証

10年目の検証会議では、税の継続についても検証

3.課税客体について

課税客体は「事業として行う建設行為」とする

定義

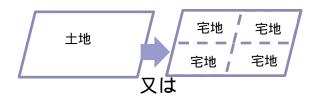
(1) 「事業として行う」

これまで育んできた本市の良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境を生かして行う住宅等の販売取引などの事業を対象とするもの

(2) 「建設行為」

「箕面市まちづくり推進条例」の定義における

土地の区画形質の変更 (開発行為等)



左記の土地の区画形質の変更 (開発行為 等) とは**宅地造成を目的とした**次のア~カの手続を行ったものをいう

ア.都市計画法第29条に定める開発行為の許可 イ.まちづくり推進条例第20条に定める協議 ウ.まちづくり推進条例規則第4条の2に定める 一団地の建設行為に係る協議

- 工.建築基準法第42条第1項第5号に定める位 署指定道路協議
- オ.宅地造成等規制法第8条に定める許可
- 力,公共下水道施設築造工事施行承認申請

建築物等の建築、相当規模の修繕、 模様替えに係る行為(建築物の建築等)



箕面市まちづくり推進条例第20条 の2協議を行ったものをいう

- •同一の宅地において「開発行為等」と 「建築物の建築等」の手続きが両方発生 する場合、課税は一度とする。
- •例えば、同一の宅地において の手続き (1のア)後に の手続きがあっても、 一度の課税しか行わない

以下の行為は課税の対象外とする。

- ・自己居住用の住宅の建築、増築、改修、模様替え等の個人の行為
- ・建設行為を伴わない雑種地の利活用(駐車場、資材置き場等)及び土地・建物取引のみの 商業活動

4.納税義務者について



納税義務者は「建設行為を行う事業者」とする

建設行為を行う者(以下「事業者」) 事業者には個人事業者も含む

- (1)土地の区画形質の変更(開発行為等) 当該開発行為等を行う事業者
- (2)建築物の建築等

当該建築物の建築等を行う事業者

これまで育んできた本市の良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境を活かし、継続 的・反復的に行われる事業としての建設行為に対し、前述の環境の維持・保全・充実に要する費用を賄うため、その行為を行う事業者に税負担をお願いするものである。

5. 徴収方法について

徴収方法は、申告納付とする

事業者が建設行為を行う過程での市役所への申請等の手続(開発行為等の手続、建築物の建築等の手続(建築確認申請前の条例協議))において許可、協議完了等の時点で戸数等を申告し、納税通知書を発行、それを受け2か月以内に事業者が納付

徴収のパターンと納税義務者

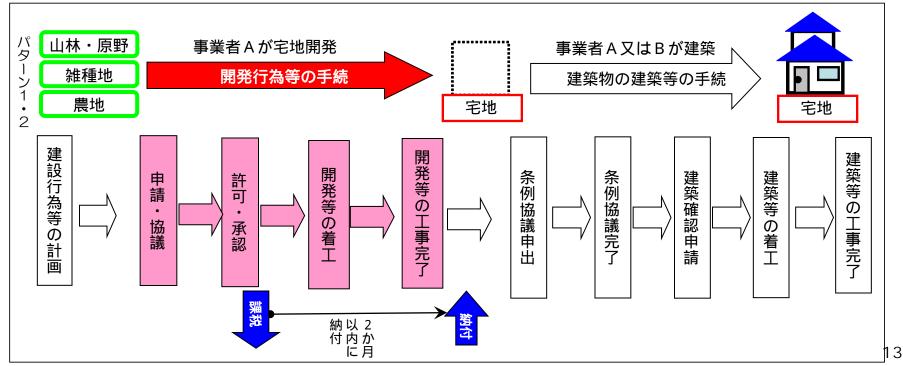
開発行為等の手続で課税するケース

納税義務者:開発行為等を行う事業者A

パターン1:事業者Aが宅地を開発し、住宅等を建築した場合

パターン2:事業者Aが売却のため宅地を開発し、購入した事業者Bが売却のために住宅を建築した

場合



5.徴収方法について

建築物等の建築等の手続で課税するケース

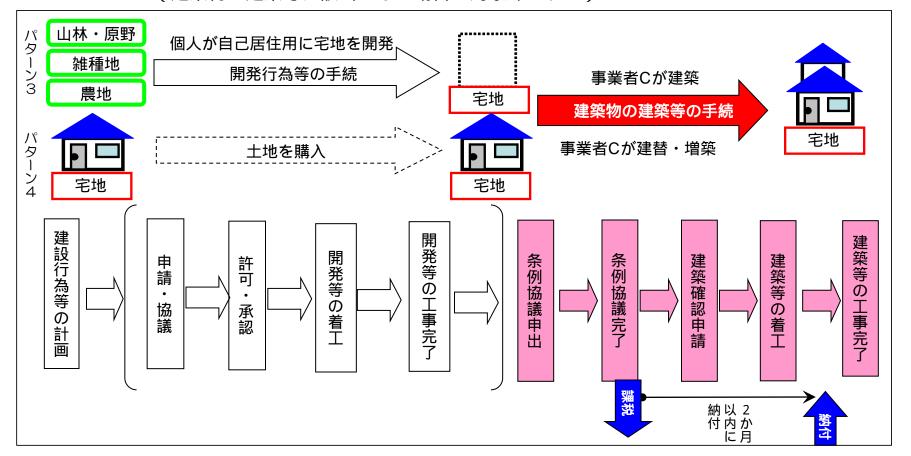
納税義務者:建築物の建築等を行った事業者C

パターン3:個人が自己居住用に宅地を開発した後、事業者Cに売却し、事業者が販売目的で住宅を

建築した場合

パターン4:事業者Cが既存の住宅を購入し、販売目的で住宅の建替えや増築を行った場合

(建築物の建築等に該当しない場合は対象外とする)





非課税事項は、個人が、自己居住用の建設行為を行うときとする

継続的・反復的でない建設行為を行うときとする





自己居住用の住宅は免除



【参考】

公共施設等整備寄附金の適用除外事例

- ○事業者が次のいずれかに該当
 - 1.国、地方公共団体、土地開発公社、住宅都市整備公団等
 - 2. 民法第34条に規定する公益法人
- ○次のいずれかの建設行為に該当
 - 1. 自己居住住宅
 - 2.市内事業者が行う年間10戸(単身者住宅は30戸) 以下の建設行為
 - 3. 従前と同戸以下の建て替え(事務所では、同一延べ面 積以下)
 - 4.延べ面積500㎡未満の事務所
 - 5. 開発許可不要の事業
 - 6. 社会福祉事業
 - 7. 有料老人ホーム
 - 8. その他市長が特に公共の福祉に寄与すると認める事業